

高知港（特定港）における工事許可申請書（防波堤築造工事）の記載例

工事許可申請書

令和〇年〇月〇日

高知港長 殿

高知港：高知港長  
その他適用港：高知海上保安部長

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

<ポイント>  
目的：工事・作業の目的を**具体的**に記載する。  
種類：工事・作業の主な種類を**簡潔**に記載する。  
(例：起重機船作業、深淺測量、浚渫作業 等)

目的：本工事は、高知港〇〇防波堤を粘り強い構造に補強するため、〇〇防波堤基礎部の改良工事を実施するもの。

種類：起重機船等による防波堤改良工事

2 期間及び時間

<ポイント>  
・契約工期をそのまま記入せず、実際に工事・作業を行う期間及び時間を予備日を含めて記載してください。(期間中、数日しか作業しない場合は、実作業日数を記載願います。)

期間 自 令和〇年〇月〇日

至 令和〇年〇月〇日 (予備日：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日)

時間 日出から日没まで

3 区域又は場所

別紙（作業区域）のとおり

<ポイント>  
・工事・作業区域を設定する場合、一般船舶への影響を少なくするため**必要最小限**の範囲としてください。  
・作業区域等を表す場合は、**緯度・経度**若しくはできる限り海図に表示されている灯台等の**著名物標からの方位・距離**で記載願います。  
・工事・作業を行う場合は、**作業区域と施工区域の範囲**がわかる**図面**を作成願います。(範囲・長さ等を〇mで記載)

4 方法

別紙（施工方法）のとおり

<ポイント>  
・実施（施工）の順序に従い、**関係図面（平面図＋断面図）**を用いて簡潔明瞭に記載願います。なお、図面には**寸法**を記載願います。  
・潜水作業は、潜水方法、潜水者数を記載願います。  
・付近の可航幅が狭くなる工事・作業については、図面に**可航幅**を明記願います。  
・作業船がアンカー等を使用する場合は、アンカーワイヤー長を記載願います。また、アンカーパイを使用する場合は、図面に明記願います。

5 その他

- (1) 事故防止措置
- (2) 緊急時の連絡体制図
- (3) 添付資料

<ポイント>  
工事・作業の種類及び実施場所に応じ、次の事項に留意して具体的に記載願います。  
・船舶交通に対する事故防止対策  
・警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領  
・作業船のアンカーワイヤー・投錨位置に対する事故防止対策  
・油の流出、汚濁防止のための措置  
・潜水作業等における事故防止対策  
・中止基準（風速、波浪、視界等）  
・海域利用者への周知、調整状況  
・浚渫、杭打等海底に振動等を与える作業における磁気探査の実施結果 等

### 3 区域又は場所

#### 1 工事場所

高知県高知市〇〇地先

#### 2 作業区域

次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海域

基点：〇〇灯台

①	基点から真方位〇度〇メートル
②	①から真方位〇度〇メートル
③	②から真方位〇度〇メートル
④	③から真方位〇度〇メートル

作業区域：上記①～④の各点及び陸岸（防波堤）に囲まれた海域



#### 4 方法

##### (1) 深浅測量（事前測量、出来高測量）

施工区域の現況地形を把握するため、マルチビーム測深機を搭載した測量船を使用して深浅測量を行います。測深方向は高知水路と平行方向とし、測線間隔は10m程度とします。

出来形測量は、事前測量と同様の方法で行います。



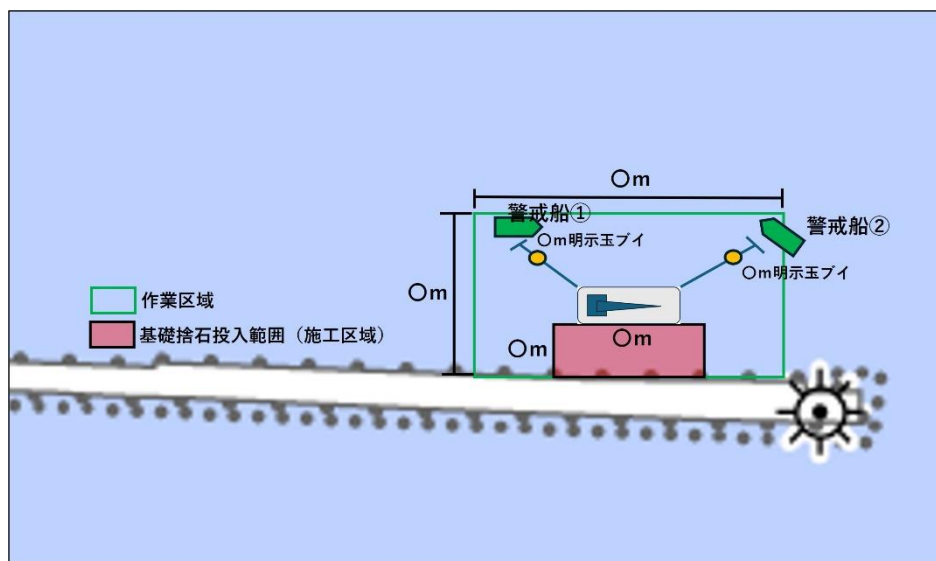
##### (2) 基礎捨石工

###### （捨石投入作業）

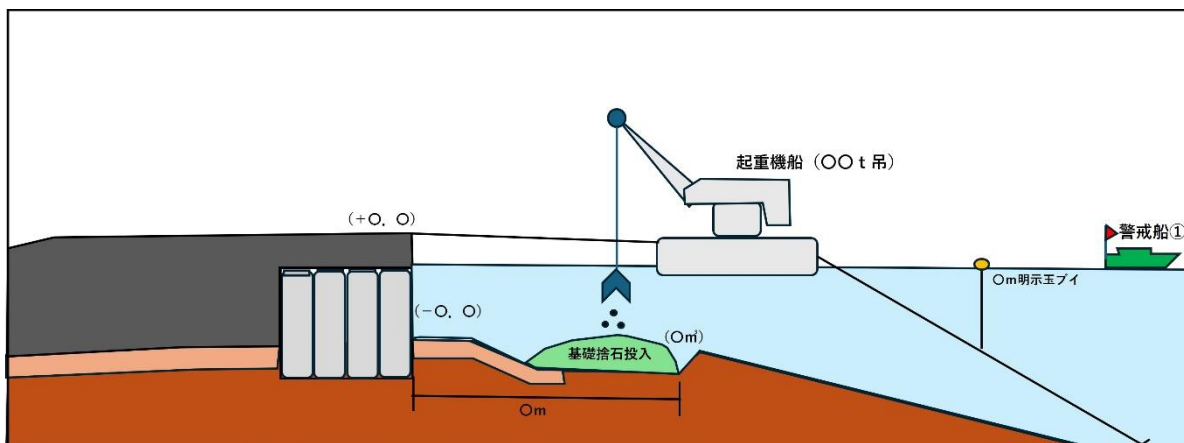
起重機船○隻を所定の場所に錨泊させ、同船に積載した捨石（○kg/個）を○○に順次投入します。投入量の確認は、随時レッド等を使用し、捨石投入が適切に行われているか確認します。

###### （捨石均し作業）

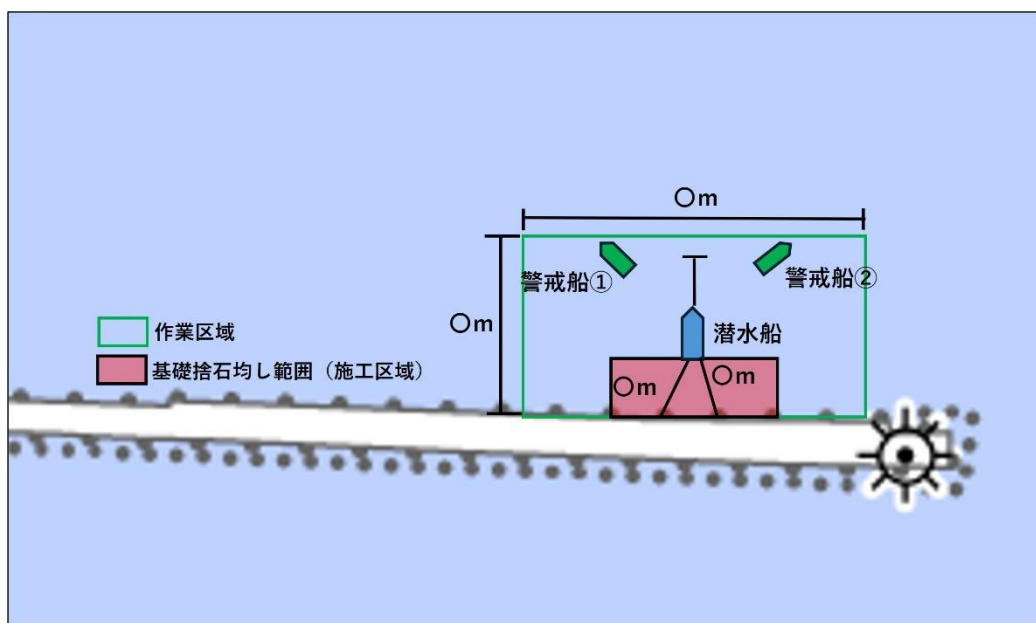
潜水土船（○隻）を所定の場所に錨泊させ、同船から入水した潜水土（フーカー式）が捨石を順次所定の高さとなるよう均し作業を行います。



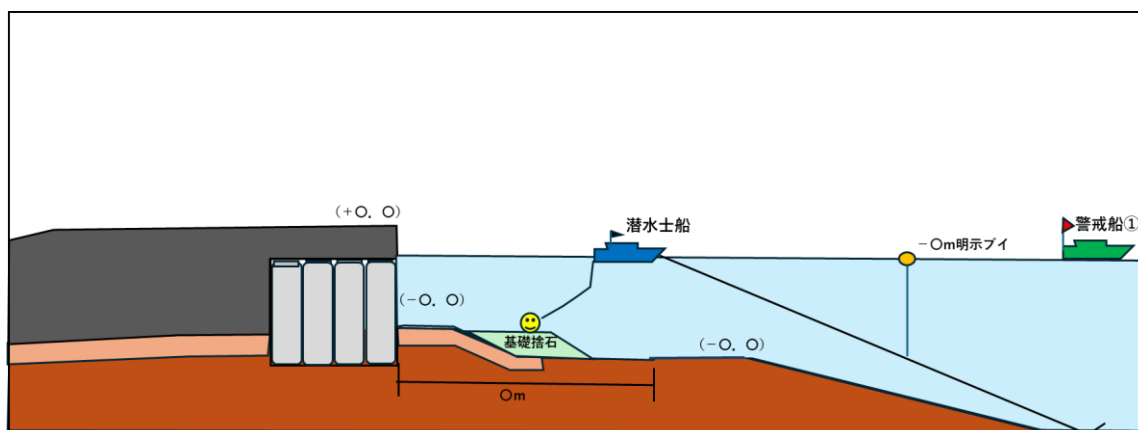
基礎捨石投入状況平面図



基礎捨石投入状況断面図



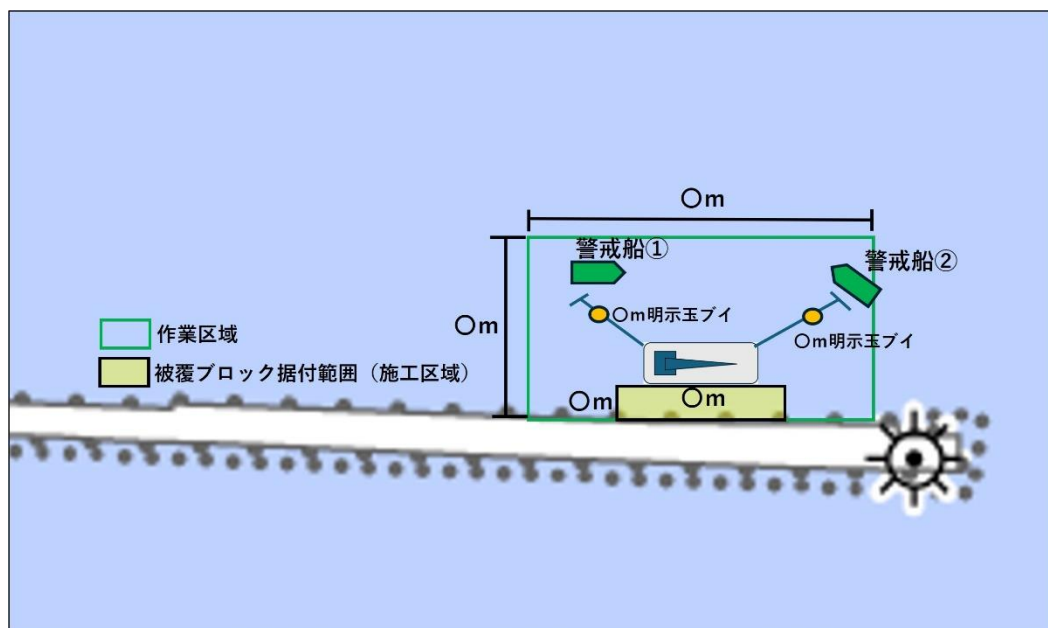
基礎捨石均し状況平面図



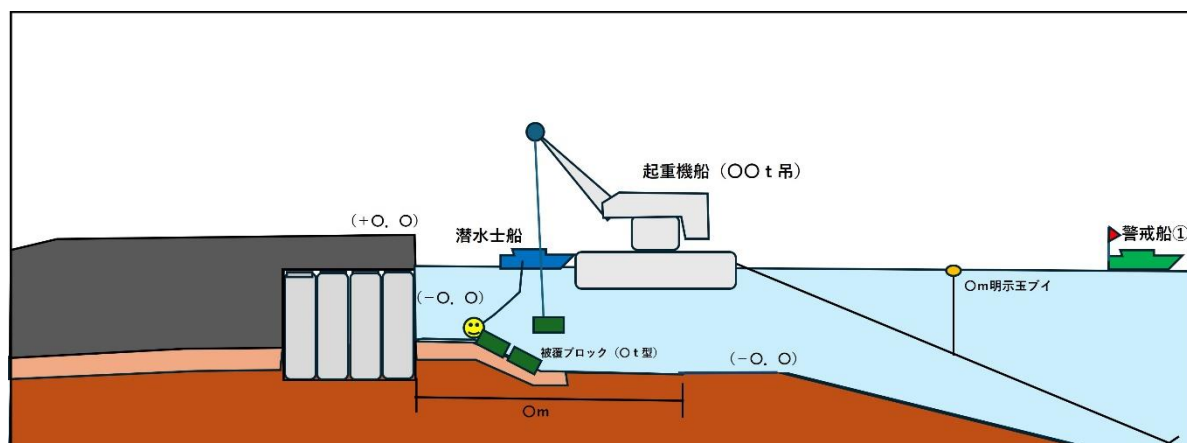
基礎捨石均し状況断面図

(3) 被覆ブロック据付工

施工に先立ち、〇〇ヤードにて被覆ブロックを起重機船（〇〇 t 型、〇〇〇式）に積込  
ます。積込完了後、起重機船 1 隻を所定の場所に錨泊させ、同船に潜水士船を係留しま  
す。潜水士船からフーカー式潜水士〇名が入水し、起重機船から垂下した被覆ブロックの  
設置位置に誘導し、順次所定の位置に設置します。



被覆ブロック据付状況平面図



被覆ブロック据付状況断面図

## 5 その他

### (1) 事故防止措置

本工事の現場責任者を（正）〇〇〇〇、（副）〇〇〇〇と定め、作業全般の安全管理について指揮監督します。

現場責任者（正）〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

現場責任者（副）〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

### 1) 船舶航行の安全確保

#### ①事前周知

- ・作業に先立ち、漁業関係者、船舶代理店等へのリーフレットを配布して十分な周知を行います。

#### ②事前把握

- ・漁業関係者、港湾利用関係者との打合せを細部にわたり行い、事前に了解を得ます。
- ・管制船の通行時間について高知海上保安部港内交通管制室に確認を行い、変更時は適宜対応します。

#### ③現場周知

- ・作業船には、海上衝突予防法に基づく灯火、形象物等の標識を掲げます。

#### ④高知水路の航行および入出港

- ・高知水路を航行しようとする船舶に対して事前に高知水路のリーフレットを基に説明し、桂浜信号所及び浦戸信号所の信号に従って入出航します。
- ・総トン数 1,000 トン（油送船にあつては、500 トン）以上の船舶が、高知水路へ入出航する場合は、前日の正午までに、入出航予定時刻を高知海上保安部港内交通管制室に通報します。

※入航時：高知港第一号灯浮標通過時刻 出航時：高知港御畳瀬灯台通過時刻

- ・高知水路への入出航予定時刻に変更があつたときは、直ちに、その旨を高知海上保安部港内交通管制室に通報します。
- ・入出航当日は、入出航予定時刻の 30 分前に、「予定に変更がない」ことを高知海上保安部港内交通管制室に通報します。
- ・入航船は、高知港御畳瀬灯台の正横を通過したとき、速やかに高知海上保安部港内交通管制室に通報します。（AIS を作動させている船舶を除く）

#### ⑤警戒船の配備

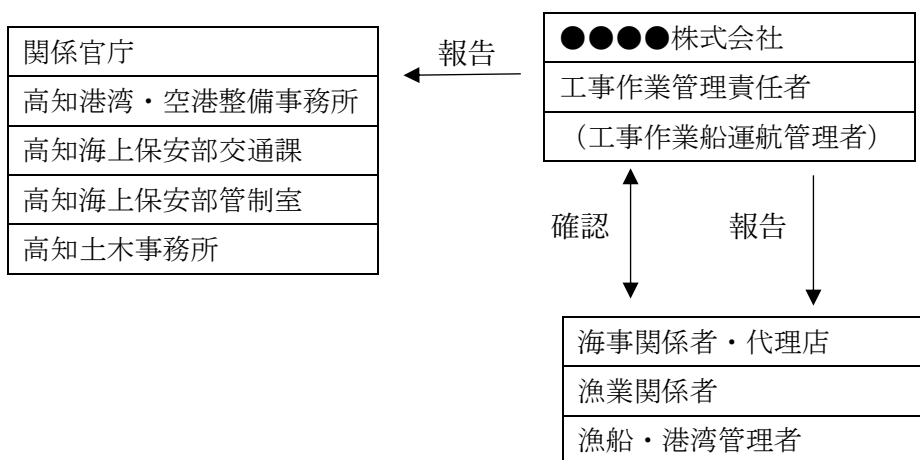
- ・工事作業船による海上作業中は、船長のほかに専従警戒要員を乗船させた警戒船を 2 隻（1 隻は VHF 搭載船）配備します。作業区域に接近する船舶に対して、赤旗、拡声器等により注意喚起し、事故防止に努めます。
- ・付近通航船舶の航行に支障を及ぼすおそれがある場合は、作業を中断し作業船を一時退避させます。安全を確認した後、作業を再開します。

#### ⑥作業区域について

- ・作業区域を明示するため、作業区域の主要部に浮標等（黄色、4秒1せん光、光達距離●キロ）を●基設置します。
- ・アンカーを使用する際には、水深5mの位置に玉ブイ、必要に応じて標識灯を設置します。

⑦翌日作業の決定方法

- (1)前日の16:00までに、翌日の一般船舶の運航予定を各関係先に確認します。
- (2)(1)を踏まえ、翌日の作業船運航時間・作業内容等を決定します。
- (3)前日の17:00までに、翌日の作業予定（作業船運航予定）を各関係先に連絡します。



【主な周知先一覧】

・ _____	・ _____
・ _____	・ _____
・ _____	・ _____

※海上作業時は、毎日船舶の航行情報を取得する。

※海上作業時は、開始、終了連絡を行う。

2) 作業の安全確保

①事前点検

- ・作業に先立ち、使用する機械、設備などの点検と確認を行います。
- ・作業員の作業当日の健康状態については、自己申告等の報告を義務付けます。
- ・作業員の健康状態を常に把握するように努め、不調をきたしていると思われる作業員については帰宅させる等の処置を早急に行います。
- ・作業実施に際しては、作業従事者に対し事前にミーティングを行い、施行内容を周知します。

②資格点検

- ・作業員には、新規入場時の安全教育を実施し、資格・免許等の確認を行います。

③保護具の着用

- ・海上作業時および護岸上陸等、水辺での作業時には、救命胴衣の着用を義務付けます。

## ④その他

- ・作業中は、警戒船と作業船及び現場責任者との連絡はトランシーバーまたは携帯電話にて行き状況を把握します。
- ・周辺海域利用者との調整は、連絡を密に取り施工順序・方法等を考慮しながら作業を円滑に行います。
- ・標識灯の維持管理については点灯および損傷等の有無を確認します。また、点検者を指名し日々の点灯および損傷状況等の確認を行います。
- ・潜水士船作業中は、アンカー位置を明示する玉ブイを設置します。

## (2) 潜水作業の安全対策

- ・新規入場者教育実施時に、資格・免許の確認を行います。
- ・潜水作業前に十分な作業打合せを行い、予定外の作業は実施させないこととします。
- ・潜水作業中は、国際信号旗のA旗を示す信号板を掲げ周囲に潜水作業中であることを周知します。
- ・潜水器具等の始業前点検の確実な実施を行います。
- ・船上の連絡員と、潜水士の連絡方法は水中電話を使用し、作業開始前に十分なミーティングを行い、連絡・合図方法の周知徹底を図ります。

## (3) その他の事項

## 1) 作業許可申請について

- ・許可申請書（写）は必ず現場へ携行し、いつでも提示できるようにします。
- ・許可内容に変更が生じた場合は、事前に変更許可申請書を提出します。
- ・作業中に異常事態が発生した場合は直ちに高知海上保安部へ報告し、その指示に従います。

## 2) 海洋汚染防止に関する措置

- ・作業で発生するごみ等は、陸揚げし適正に処分します。

## (4) 作業中止基準

気象・海象の変化に留意し、気象警報等が発表された場合、高知県下に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合又は次の基準に達したときは作業を中止し、作業船を退避させます。作業の中止、再開は、現場責任者が決定します。

基準項目	一般の工事作業	潜水作業
風速	10m/sec 以上	8m/sec 以上
波高	1.0m 以上	0.7m 以上
視程	1,000m 以下	1,000m 以下
潮流		1 ノット以上

## (5) 緊急時の対応および体制

事故発生時、緊急連絡系統図により、高知海上保安部に通報するとともに、応急措置を施します。

(6) 作業船の運航上の留意事項

港則法、海上衝突予防法の海事関係法令を遵守するよう船員教育の徹底を図ります。

1) 港則法の航路を航行する時の注意事項

- ・航路内において、並列して航行しません。
- ・航路内において、他の船舶を追い越しません。

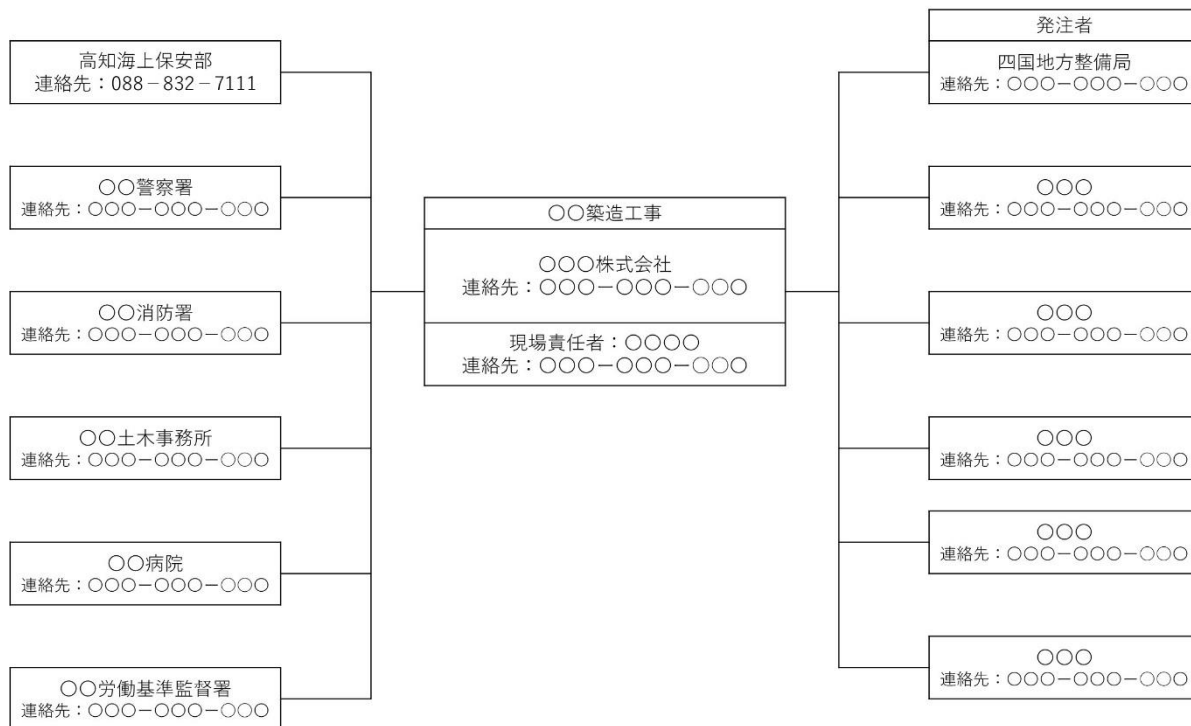
2) 貨物船、タンカー等の一般船と行き会う場合の留意事項

- ・貨物船、タンカー等の一般船と出会った場合は、できるだけ遠ざかり、一般船の船尾をかわすようにします。

3) 連絡手段の確保

- ・複数の工事受注者の運搬船が同時に運航されるときは、携帯電話にて入出港の連絡を行います。

緊急連絡系統図



6 使用船舶一覧

使用目的	船名	総トン数	船舶検査済票番号	船長名
作業船	〇〇〇	〇〇	〇〇-〇〇	〇〇 〇〇
警戒船 等	〇〇〇	〇〇	〇〇-〇〇	〇〇 〇〇

7 添付物

契約書又は発注証明書の写し 等